

中間物等の確認に係る基準の改正に係る新旧対照表（令和2年11月26日）

新	旧
<p style="text-align: center;">中間物等の確認に係る基準</p> <p style="text-align: center;">平成20年3月24日 改正 令和2年11月26日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室</p> <p>前文 略</p> <p>1. 中間物（化審法施行令第3条第1項第1号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <p>2. 閉鎖系等用途（化審法施行令第3条第1項第2号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <p>3. 輸出専用品（化審法施行令第3条第1項第3号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 化審法 略</p> <p>化審法施行令 第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>以下略</p> </div>	<p style="text-align: center;">中間物等の確認に係る基準</p> <p style="text-align: center;">平成20年3月24日</p> <p>厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室</p> <p>前文 略</p> <p>1. 中間物（化審法施行令第2条第1項第1号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <p>2. 閉鎖系等用途（化審法施行令第2条第1項第2号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <p>3. 輸出専用品（化審法施行令第2条第1項第3号）に関する確認基準 (1)、(2) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 化審法 略</p> <p>化審法施行令 第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>以下略</p> </div>